

骨子案での言葉の使い方

条例の骨子案を県民にとって親しみのもてる表現とするため、語尾を文語調や「である」調ではなく「です・ます」調にします。

また、使用する用語も、日常一般に使われているやさしい言葉、日常使い慣れている言葉、耳で聞いて意味の分かる言葉にするとともに、音読する言葉で意味が二通りにとれるものは避けます。

語尾

		通常の法令用語	主語が県	主語が県民・事業者等
否定	法律上の権利又は能力がないことを表す(罰則規定は設けられない。)	～することができない	～することができません	～することができません
不作為の義務付け	(罰則を設けられることがある。)	～してはならない	～してはいけません	～してはいけません
一定の行為が可能	するかしないかの裁量権を与える場合と行為をする権利又は能力を与える場合がある。	～することができる	～することができます	～することができます
一定の行為の義務づけ	裁量の余地を与えない場合	～しなければならない	～しなければいけません	～しなければいけません
弱い義務づけ	原則や方針を示す場合。(解釈として、合理的な理由があればしなくてもよいという意味も出てくるので、用い方に注意)	～するものとする	～します	～するものとします
努力義務	努力を強く求める場合	～努めなければいけない	～努めます	～努めなければいけません
//	そのように努力していくことを原則や方針とする場合	～努めるものとする	～努めます	～努めるものとします